

【資料 1】

**地域課題解決ビジネス創出事業に係る事前調査事業業務委託
企画提案競技 実施要領**

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「地域課題解決ビジネス創出事業に係る事前調査事業」（以下「本業務委託」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定める。

1 業務内容

- （１）委託業務の名称 地域課題解決ビジネス創出事業に係る事前調査事業業務委託
- （２）業務の仕様等 業務委託仕様書【資料 2】のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日（月）まで

3 委託経費（委託額の上限）

4, 9 8 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

- （１）公募開始（実施要領等の公開） 令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）
- （２）実施要領等に関する質問受付締切 令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）午後 5 時（必着）
- （３）質問に対する回答の掲示 令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）
- （４）参加資格確認申請締切 令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 5 時（必着）
- （５）参加資格の確認結果通知 令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）
- （６）参加資格が認められない理由の請求 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）午後 5 時（必着）
- （７）企画提案書提出締切 令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 5 時（必着）
- （８）審査委員会の開催 令和 8 年 1 1 月 9 日（月）（予定）
- （９）契約締結 令和 8 年 1 1 月上旬～中旬（予定）

5 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

- （１）法人または団体であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- （５）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（６）本業務委託の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ、日本語で対応できる体制を整えていること。

（７）本業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問及び回答は、次のとおり行う。

（１）提出書類 実施要領等に関する質問票【様式１】

（２）提出期限 令和８年１０月２１日（水）午後５時（必着）

（３）提出方法 持参又は電子メール

（４）回答方法 質問に対する回答は、秋田県公式Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」に令和８年１０月２２日（木）までに掲載する。

7 参加資格の確認

本業務委託に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

（１）提出書類

- ・企画提案競技参加資格確認申請書【様式２】

- ・団体等の概要及び過去５年間の主な業務実績【様式３】

（２）提出期限等

令和８年１０月２３日（金）午後５時までに、持参、電子メール又は郵送により事務局に提出すること。

- ・持参の場合は平日の午前９時から午後５時までの間に、郵送の場合は書留により提出すること。

（３）提出に係る留意事項

提出後の訂正及び変更は認めない。

また、提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

（４）参加資格の確認

参加資格の確認結果は、令和８年１０月２６日（月）までに電子メールにより通知する。申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消すものとする。

また、参加資格の確認申請後に参加資格の各要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

なお、都合により辞退する場合には、持参又は電子メールにより速やかに企画提案競技参加辞退届【様式４】を提出すること。

（５）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

①提出期限等

令和８年１０月２８日（水）午後５時までに、持参、電子メール又は郵送により事務局に提出すること。

- ・持参の場合は平日の午前９時から午後５時までの間に、郵送の場合は書留により提出すること。

②説明方法等

県は、書面を受理してから3日以内に、説明を求めた者に対し書面（郵送）でその理由を説明する。

8 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとすること。

- (1) 共同企業体には、「5 参加資格に関する事項」(1)に該当する者を1以上含むものとし、また、全ての構成員が参加資格(2)～(7)を満たす者であること。
- (2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。
- (4) 各構成員は対等の立場で、一体となって業務を履行すること。
- (5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めること。
- (6) 「7 参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書【様式2】については、共同企業体の代表者が提出するほか、団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績【様式3】については、構成員の全員分を提出すること。また、これに加え、次の書類を提出すること。
 - ・共同企業体結成届【様式5】
 - ・共同企業体協定書【様式6】

9 企画提案書等の提出

参加資格確認を認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書提出届【様式7】及び企画提案書【参考1】（任意様式）

- ・企画提案書は、業務委託仕様書【資料2】を熟読の上、作成すること。
- ・企画提案書のサイズは、原則としてA4判とすること。
- ・企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。
- ・企画提案は1案のみとすること（複数の提案は不可）。
- ・提出部数は、正本1部、副本5部とすること（副本5部のうち、1部はホチキス留めにせず、ダブルクリップで留めたものを提出すること）。
- ・企画提案書には、業務委託仕様書【資料2】の「2 委託業務の目的」を踏まえた上で、次の事項を記載すること。

ア 事業の実施に関する基本方針

イ 業務委託仕様書【資料2】の「4 委託業務の内容」に掲げる業務について、実施上工夫する点、及び令和9年度～11年度まで3年間の地域課題解決に向けた実証・実装イメージ

なお、次に掲げる（ア）～（エ）の各項目について、具体的かつ実現可能性の高い提案を記載すること。

（ア）事業の推進方針及び地域課題・資源の「目利き」に関するアプローチ

単一の行政サービスや従来の支援手法では維持・採算化が困難な地域課題に対し、本手法（ビジネス手法による自立化）になじむ課題をどのように選定・特定（目利き）するか。また、過疎地域の未利用公共施設等の地域資源や、地域住民・地元の民間人材・企業・県内金融機関等を巻き込んだ現状把握・ニーズ調査の手法及び工夫点。

(イ) 複合的課題解決と新たな収益化アイデアの検討手法

過疎地における物流・移動支援、防災・鳥獣被害対策、未利用公共施設等の利活用など、複数の地域課題の掛け合わせや先進技術（デジタル・自動化技術等）の活用によるコスト圧縮スキーム、さらに地域資源を活用した「プラスアルファの新たな収益創出アイデア」をどのように企画・検討し、持続可能な収支計画（ビジネスモデル）へ落とし込むか。

(ウ) 「官民共創合同チーム」の編成及び実働組織のスキーム構築

県、実証エリア市町村、民間専門家、地元の事業運用担い手、金融・産業関係者、高等教育機関等からなる「合同チーム」をどのように編成・運営し、事業計画の解像度を高めていくか。また、令和9年度からの本格実施に向けた持続的な実施体制・組織スキームの構築方針。

(エ) 秋田県における持続可能な課題解決手法の定着・横展開ビジョン

単一の課題解決の実証にとどまらず、本事業を通じて「行政の単年度補助金に依存しない自立的な課題解決手法」や「地域内外の知見・技術・資金が循環する持続的な仕組み（官民共創による課題解決プラットフォーム）」をどのように秋田県内へ定着させ、令和11年度以降も含めた他市町村・他課題への横展開・全県定着を図っていくかについての将来イメージ。

ウ 本業務委託の実施体制（共同企業体を組む場合は、共同で業務を実施する体制を示すこと）

エ 本業務委託の実施スケジュール

②見積書

- ・企画提案の内容を実現するための費用を明らかにした見積書（積算内訳）を添付すること。

③（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料

- ・令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
- ・事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
- ・「パートナーシップ構築宣言」の写し

④（女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合）女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料

※加点措置の詳細については、【資料3】企画提案競技審査基準により確認すること。

- ・（従業員数100人以下の企業に限る）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（労働局の受付印が押印されたもの）
- ・知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
- ・法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースクール）に関する認定通知書の写し
- ・秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

(2) 提出期限等

令和8年11月4日（水）午後5時までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

- ・持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は書留により提出期限までに必着とすること。

(3) 提出に係る留意事項

- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとする。
- ・提出後の訂正及び変更は認めない。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。

(4) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

10 委託候補者の選定

(1) 選定方法

委託候補者は、県が設置する審査委員会において、参加者によるプレゼン方式で審査し、最も優れていると認めた者を本業務委託の契約候補者として選定する。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査委員会による審査

審査委員会の日時や審査基準等は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和8年11月9日（月）（予定）※日時は参加者に別途通知する。
- ② 場 所 秋田県庁内（対面方式）
- ③ 実施方法 企画提案書等により参加者が説明し質疑を行う。
所要時間は、原則30分程度（説明15分、質疑15分）とする。
- ④ 審査基準 企画提案競技審査基準【資料3】のとおり。
- ⑤ 結果通知 参加者に対し、電子メール等により速やかに通知する。

(3) 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、審査結果の通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に県に対して書面（任意様式）により申立てすることができる。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付すること。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(2) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合がある。

(3) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(4) 契約書

契約書は、業務委託契約書（案）【参考2】のとおりとする予定である。

1.2 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1.3 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 企画提案内容に含まれる著作権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 参加者が企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。

1.4 事務局（書類提出及び問い合わせ先）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県人口戦略部地域づくり推進課 調整・地域活性化チーム

電話：018-860-1237

FAX：018-860-3875

メールアドレス：chiiki@pref.akita.lg.jp